

## 第 622 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 7 月 4 日（木）午後 4 時 00 分から午後 4 時 55 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

|    |        |    |       |    |       |    |       |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|-------|
|    |        | 2  | 澤邊 治之 | 3  | 丸 文浩  | 4  | 川口 寛市 |
|    |        | 6  | 大塚 和行 | 7  | 渡邊 和巳 | 8  | 白井 和子 |
| 9  | 平野 弁一  | 10 | 佐久間 容 | 11 | 森田 泰彰 | 12 | 安田 和永 |
| 13 | 小柴 賢次郎 | 14 | 鈴木 伸江 |    |       |    |       |

4 欠席委員（2 人）

|   |      |   |       |  |  |  |  |
|---|------|---|-------|--|--|--|--|
| 1 | 鈴木 昇 | 5 | 稲村 耕一 |  |  |  |  |
|---|------|---|-------|--|--|--|--|

5 事務局職員（4 人）

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 棟方 雅典 | 係長 平野 重樹 | 書記 樋口 悠亮 | 書記 山口 芳郎 |
|----------|----------|----------|----------|

6 説明員（3 人）

|                     |
|---------------------|
| 建設経済部農林水産課 磯貝、高橋、後藤 |
|---------------------|

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会  
会の意見について

専決処分報告について



第 622 回 富津市定例農業委員会

| 発言者    | 発言内容   |
|--------|--|
| 局長（棟方） | <p>開会 午後 4 時 00 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 622 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>   |
| 局長     | <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、1 番鈴木昇委員、5 番稲村委員の 2 名が欠席となっております、委員 14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p> |
| 会長     | <p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。昨年 7 月 14 日に新しい農業委員として認証を受けましたけれども、ちょうど 1 年が経過しました。是非皆様方にはいろいろとご協力いただければと思います。（6 月 28 日出席の県の総会で県会議長のあいさつの中、伊勢海老と米の値段が上がっている話題有。）よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>                        |
| 議長     | <p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 622 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>  |
| 議長     | <p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p>   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>12番 安田委員、14番 鈴木伸江委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第1号】</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>   |
| <p>議長</p> <p>澤邊委員</p>    | <p>議案第1号1番について、申請地を7月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫保育所より北の方向200m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、相続で取得したが農業経験も無いことから、近くに住む権利者へ耕作を依頼しておりました。将来的にも管理を行っていくことは不可能なことから権利者へ売買による所有権移転をするものがあります。</p> <p>営農計画は、水稻及び菜花の栽培を計画しております。</p>  |
| <p>議長</p> <p>事務局(山口)</p> | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p> <p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続で取得しましたが農業経験も無いことから、権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>自ら管理をすることは不可能なことから、売却の申出をしたところ、権利者の自宅に近く、農地の状況も把握していたなど、条件面で良かったことから受諾し、規模拡大を目的とする申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地合計3,764㎡、権利者の耕作面積、20,691㎡、農作業歴60年、従農数3名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>議長</p>      | <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>議案第1号2番について、担当委員現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>  |
| <p>澤邊委員</p>    | <p>議案第1号2番について、申請地を7月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR佐貫町駅より南の方向1100m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、申請地を相続により取得しましたが農業経験も無く耕作が出来なかったことから、近くに住む権利者へ耕作を依頼しておりました。今後も自ら管理を行っていくことは不可能であるため、権利者へ売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>  |
| <p>事務局(山口)</p> | <p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、耕作手段を持っておらず、現在まで権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後も、自ら管理をすることは不可能であることから、権利者へ売却の申出をしたところ、自宅に近く、自作地にも隣接し、引き続き耕作を行うことが出来るなど、条件も備わっていたことから受諾し、規模拡大を目的とする申請であります。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1,783 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積、41,777 m<sup>2</sup>、農作業歴 51 年、従農数 1 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員現地調査及び説明を、14 番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>  |
| 鈴木伸江委員  | <p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 7 月 4 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南東方向 50m 付近に所在する農地です。</p> <p>申請地の内、2 筆の登記地目が山林ですが現況は畑となっております。</p> <p>権利者は建設事業関係の法人を経営しております。新規事業への参入を考え、休耕地となっている母親が所有する農地を借入れ、コーヒー豆の栽培を行おうとするものです。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局(山口) | <p>鈴木伸江委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、趣味嗜好であった果樹栽培の経験を活かし、自ら経営する会社法人の異業種への参入を考え、母親が所有し現在耕作が行われていない農地を活用し、コーヒー豆の生産をしようとする新規就農に</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>議長</p>      | <p>よる賃貸借権設定、期間 10 ケ年間の申請であります。</p> <p>申請地には、ビニールハウスを設置し、温度調整設備を備え、コーヒーの木を植栽する営農計画であります。</p> <p>権利者は、会社の経營業務の関係上、日常的に管理が行えないことから、地元農業経験者を 1 名雇用する計画となっております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地合計で 4 筆 750 m<sup>2</sup>、従農数 2 名であります。</p> <p>以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>次に、議案第 1 号 4 番について、担当委員現地調査及び説明を、5 番 稲村委員が担当でございますが、本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局(山口)</p> | <p>議案第 1 号 4 番について、事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より北西方向 500m 付近に所在する農地です。</p> <p>申請地を 7 月 4 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>権利者は、義務者の労働力不足で休耕地となっている申請地の売渡の申出がありましたが、当時下限面積要件により許可を得ることができず、本日まで仮登記の状態でありました。</p> <p>令和 5 年 4 月の法改正により、面積要件が廃止されたことから売買による所有権移転の許可申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、永年耕作が行われず休耕地の状態であったことから、水田としての利用が出来ない為、法 3 条許可を得た後、法 4 条許可によ</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>る埋め立て工事を行い畑として利用し、露地野菜等を栽培する計画であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 1227 m<sup>2</sup>、従農数 2 名、農機具の所有状況等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p> |
| 議長   | <p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員現地調査及び説明を、11 番 森田委員、お願いします。</p>   |
| 森田委員 | <p>議案第 2 号 1 番について申請地を 7 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より南東の方向約 300m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は太陽光発電事業により収益を上げようと考え、適当な用地が無いか探していたところ、義務者と本件土地に地上権を設定することで合意に至ったため、地上権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>                               |
| 議長   | <p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局（樋口） | <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね300メートル以内に公民館の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p>次に、議案第2号2番について、担当委員現地調査及び説明を、3番 丸委員、お願いします。</p>   |
| 丸委員     | <p>議案第2号2番について申請地を7月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>青堀駅より北西の方向約900mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は太陽光発電事業により収益を上げようと考え、適当な用地が無いか探していたところ、義務者と本件土地に地上権を設定することで合意に至ったため、地上権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>                                   |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局（樋口） | <p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第2号3番について、こちらの担当は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>  |
| 平野委員    | <p>議案第2号3番について申請地を7月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、近隣地で農地転用許可を取り、古民家カフェを開店しており、経営が軌道に乗ってきたことから念願であったドッグランを開</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>議長</p>      | <p>設し、カフェとの相乗効果で快適に利用ができるようになることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>事務局（樋口）</p> | <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>ドッグランとして利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。</p> <p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p>                        |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局（山口） | <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和6年第6次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号6-6-1 利用権の設定等を行う者 ██████████ 対象農地 ██████████ 田 1964 m<sup>2</sup>、転貸を受ける者 ██████████、利用権の種類 貸借権、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号6-6-4まで、合計で貸し手2名、借り手1名、筆数4筆、面積3,593 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、4ページが、利用権の設定を受ける借り手の農業経営の状況でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>  |
| 丸委員     | <p>権利設定内容の借賃欄が俵単位であっているか。</p>  |
| 事務局（山口） | <p>確認の結果、権利設定内容の借賃欄が俵単位であったものをkgとして修正願います。（会議中で修正とした。）</p>   |
| 議長      | <p>他にご質疑ございますか。（なし声）質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」</p>   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>事務局（平野<br/>係長）</p>   | <p>（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。<br/>議案第4号1番と2番ですが、共に富津市長からの意見照会となりますので、一括で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。<br/>（声：異議なし）それでは、一括審議とさせていただきます。<br/>こちらは、議案4号1番西大和田地域及び2番関地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和6年6月12日付で西大和田地域、24日付けで関地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。<br/>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。<br/>つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものがあります。<br/>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p> |
| <p>議長</p>               | <p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容について、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。<br/>（声：異議なし）それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p>  |
| <p>農林水産課<br/>（磯貝係長）</p> | <p><b>【市農林水産課入室着席】</b><br/>農林水産課の磯貝と申します。それでは、私のほうから議案第4号—1 西大和田地域の地域計画（案）、議案第4号—2 関地域の地域計画（案）について一括で説明させていただきます。<br/>まず、議案第4号—1 西大和田地域の地域計画（案）について</p>  |

説明させていただきます。

本日配布の地域計画の今後の予定(西大和田地域)をご覧ください。

西大和田地域におきましては、実質化した人・農地プランを令和3年2月に策定しており、そのプランが協議・公表されております。

実質化された人・農地プランがある地域においては、地域計画の策定の協議の場の結果とみなすことができることとなっておりますので、地域計画の案の作成から進めることとなります。

次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。

議案に綴られている地域計画(案)をご覧ください。

1枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)ですが、人・農地プランでは、「中心経営体」として位置付けられていた者を概ね10年後の「地域内の農業を担う者」として記載することとなり、新たに農用地を継続的に利用する者も記載することとなりました。

西大和田地域につきましては、認定農業者4経営体と農用地を継続的に利用する経営体、合わせて7経営体が将来の担い手となっております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、担い手との話し合いを参考に将来的に集積する農地の面積となっております。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程、申し上げました地域内の農業を担う者一覧の10年後を示した地域計画の目標地図であります。

地域計画の目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる赤色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手A～Gと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧の右側に記載しております目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例の緑色で着色の「耕作地」と白色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

記載内容につきましては、既に策定されております人・農地プランを参考に記載させていただいております。

### 1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、用排水施設の老朽化が進んでいることや獣害による作物被害があることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、区画の狭小を解消するための取組を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため、とるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

以下、任意記載事項でございますが、西大和田地域において現在取り組んでいる内容や将来取り組もうとしている内容について記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりでございます。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

次に、本日配布の地域計画の今後の予定（西大和田地域）を再度ご覧ください。

今後の予定であります。

現在、関係機関への意見聴取を現在行っておりまして、回答期限を7月19日としております。

その下になります。説明会や意見聴取の内容を反映し、7月31日を目途に地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し、地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

このようなことから、農業委員会としての意見を7月19日までにいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日7月12日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。

なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。

続きまして、議案第4号—2、関地域の地域計画（案）について説明させていただきます。

地域計画の策定に当たりましては、西大和田地区と同様の手順で策定いたします。

関地域におきましては、実質化した人・農地プランを令和5年3月に策定しており、そのプランが協議・公表されています。

実質化された人・農地プランがある地域においては、地域計画の策定の協議の場の結果とみなすことができることとなっておりますの

で、地域計画の案の作成からすすめることとなります。

次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明させていただくものであります。

人・農地プランから地域計画への変更点等は先ほど西大和田地区にて説明したとおりでございます。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

1 枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)をご覧ください。

関地域につきましては、認定農業者 3 経営体と農用地を継続的に利用する経営体、合わせて 8 経営体が将来の担い手となっております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の 10 年後の欄につきましては、担い手との話し合いを参考に将来的に集積する農地の面積となっております

次に本日配布の資料をご覧ください。

先ほど申し上げました地域内の農業を担う者一覧の 10 年後を示した地域計画の目標地図であります。

地域計画の目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる赤色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手 A～H と記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧の右側に記載しております目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例の黄色と白色で着色のある農地につきましては、今後集

積・集約化を進めていく農地となります。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくかを記載したものであります。

記載内容につきましては、既に策定されております人・農地プランを参考に記載させていただいております。

1～4の記載内容につきましては西大和田地区にてご説明したとおりとなっております。

詳細につきましては、後程ご覧ください。

次に、本日配布の地域計画の今後の予定（関地域）でございますが、西大和田地区と同様の日程で地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

関地区におかれましても、農業委員会としての意見を7月19日までにはいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日7月12日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。

なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございますか。

説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから7月12日までに事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思っております。

農業委員会の意見としては、期日までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願います。

**【市農林水産課退室】**

**【専決処分報告について】**

議長

次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。

|                |   |
|----------------|---|
| <p>局長（棟方）</p>  | <p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。まず、1番、2番、3番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が660㎡、2番が495㎡、3番が699㎡です。</p> <p>4番は駐車場として所有権移転するもので、面積は122㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p>  |
| <p>澤邊委員</p>    | <p>8月1日に千葉県主催の会議について参加者と移動手段を教えてください。</p>   |
| <p>事務局（平野）</p> | <p>移動手段はバスの手配ができなかったため、公用車となります。参加者は代表として会長と職務代理者、事務局2名としております。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>事務局何かありますか。</p>  |
| <p>事務局（平野）</p> | <p>事務局からお願いがございます。前回の定例会の事務連絡で、地域計画アンケートの回収率が50%を下回っている場合は農業委員会委員と推進委員の皆様にはアンケート回収のご協力をお願いする場合がありますとお知らせしました。やはり50%を下回っていることもあり、委員の皆様方にご協力をお願いいたします。</p> <p>今日お休みの委員の方と推進委員の皆様にはおととい郵送しております。このお手紙にもありますとおり、該当者リストと案内図についてただいま作成中のため、詳細については、7月中旬になろうかと</p> |

|    |   |
|----|---|
| 会長 | <p>と思いますが、追ってご連絡いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>今事務局の方から地域計画アンケートの回収について依頼がありました。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、8月5日月曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>後、懇親会の方は親睦会会長にお任せしたいと思います。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後4時55分</p> |
|----|---|